

# 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成 21 年度の介護報酬改定（プラス 3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等。

## （ 内容 ）

○ 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス 3.0% の介護報酬改定を実施。

○ このプラス 3.0% の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21 年度 改定による上昇分の全額

22 年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65 才以上の者（第 1 号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40~64 才の者（第 2 号被保険者）の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

（ 所要額 ） 1,200 億円程度

## （保険料上昇抑制のイメージ）

